

奈良市公報

号外 第 5 号

平成25年3月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○「奈良市未収貸付金回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項	2
○「奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項	6
○開発行為に関する工事の完了	10
○放置自転車等の保管	10
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出(2件)	10
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	11
○生活保護法の規定による施術者の指定(2件)	11
○放置自転車等の保管	11
○奈良市議会定例会の招集	11
○平成24年度奈良市一般会計補正予算の要領	12
○放置自転車等の保管	12
○放置自転車等の処分	12
○地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	12
○生活保護法の規定による医療機関の指定	13
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	13
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	13
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	13
○一般競争入札の実施(6件)	14
○道路の位置指定	20
○一般競争入札の実施(2件)	20
○放置自転車等の保管	22
○一般競争入札の実施	22
○奈良市地域おこし協力隊設置要綱	23
○放置自転車等の保管(2件)	24
○奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	24
○平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	24
○平成25年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領	27
○奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱の一部を改正する告示	29

- 奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示.....30
- 道路の位置指定.....30
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定(2件).....30
- 開発行為に関する工事の完了.....31

訓 令 甲

- 奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令.....31
- 公 営 企 業**
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....31
- 平成25年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領.....31
- 平成25年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領.....34

消 防

- 平成4年奈良市消防本部告示第1号(奈良市火災予防条例第3条第2項第3号等の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定)の一部改正.....36

教 育 委 員 会

- 奈良市立興東公民館の臨時休館.....37

選 举 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....37
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....37
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....37

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集.....37

規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第70号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。
第2条の表都市整備部の部都市計画室の款交通政策課の項の次に次のように加える。

リニア推進室

第47条の2交通企画係の部分の第6号中「・リニア中央エクスプレス建設」を削り、同条に次の1項を加える。

2 交通政策課リニア推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) リニア中央新幹線の建設の促進及び中間駅の誘致に関すること。

第66条第7項中「前項」を「前2項」に改め、「課」の次に「、室」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 特に必要があるときは、室に主任を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年11月26日から施行する。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

2 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中「衛生浄化センター所長」を「衛生浄化センター所長 交通政策課リニア推進室長」に改める。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

3 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項を次のように改める。

7 級	1 課長の職務
	2 所長の職務
	3 主幹の職務
	4 グループ長の職務
	5 市民サービスセンター所長の職務
	6 交通政策課リニア推進室長の職務
	7 図書館長の職務
	8 消防署長の職務
	9 消防副署長の職務
	10 文化財防災官の職務
	11 防災センター所長の職務
	12 指揮救助隊長の職務
	13 選挙管理委員会事務局長の職務

(平成24年11月22日掲示済)

告 示

奈良市告示第741号

「奈良市未収貸付金回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項を次のように定める。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川 元庸

「奈良市未収貸付金回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項

1 業務の目的

奈良市の有する未収債権のうち、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、債権回収業務の外部委託可能な貸付金の元利償還金を対象として、専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者に、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

2 業務の名称

奈良市未収貸付金回収等業務(以下「本業務」という。)

3 業務の内容

本業務は、次に掲げる各種貸付金の元利償還金のうち、過去3ヶ月以上償還のない借主並びに連帯借主及び連帯保証人(以下「債務者」という。)に係る債権の回収業務及び回収不能であることが明らかな事案の報告を行うものとします。

委託予定債権総額: 597件 126,103,195円

(償還状況により増減する場合があります)

なお、各種貸付金の委託予定債権における件数は原則貸付件数です。

(1) 本業務の委託債権の概要及び内訳

① 奈良市生業資金

奈良市生業資金貸付規則(昭和59年奈良市規則第27号)により、奈良市の低所得者に対し、経済的自立と生活意欲の向上を促すために貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは別紙1「奈良市生業資金貸付規則」を参照して下さい。

なお、この規則は、平成9年3月末に廃止されており、平成23年度末において、全債権について償還期日が到来済みとなっています。

委託予定債権: 36件 2,150,424円

債権所管課: 奈良市市民活動部人権文化推進室
人権政策課

② 奈良市身体障害者福祉資金

奈良市身体障害者福祉資金貸付規則(昭和46年奈良市規則第34号)により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の規定による身体障害者で低所得者である者に対し、経済的自立と生活意欲を向上させる目的に貸し付けたもので、未償還もの。

詳しくは別紙2「奈良市身体障害者福祉資金貸付規則」を参照して下さい。

なお、この規則は、平成19年3月末に廃止されており、新規の貸付金債権は発生しませんが、平成24年度以降に償還期日が到来する債権が残っています。

委託予定債権: 27件 18,643,341円

(平成24年度償還分含む)

債権所管課: 奈良市保健福祉部障がい福祉課

③ 奈良市世帯更生援護資金

奈良市世帯更生援護資金貸付規則(昭和42年奈良市規則第25号)により、奈良市に居住する生活困窮

者で他から必要な資金の融資を受けることが困難な者に対し、それら世帯の自立更生を図る目的として貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは別紙3「奈良市世帯更生援護資金貸付規則」を参照して下さい。

なお、この規則は、平成19年3月末に廃止されており、平成23年度末において、全債権について償還期日が到来済みとなっています。

委託予定債権：263件 38,061,653円

債権所管課：奈良市保健福祉部保護第一課及び保護第二課

④ 奈良市母子福祉奨学資金

奈良市母子福祉奨学資金貸与規則（昭和27年奈良市規則第5号）により、母子家庭の子女で学資の負担が困難と認められる者に対し、就学の機会を与えるために貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは別紙4「奈良市母子福祉奨学資金貸与規則」を参照して下さい。

なお、この規則は、平成19年3月末に廃止されており、平成23年度末において、全債権について償還期日が到来済みとなっています。

委託予定債権：2件 30,846円

債権所管課：奈良市子ども未来部子育て相談課

⑤ 奈良市母子福祉生業資金

奈良市母子福祉生業資金貸付規則（昭和27年奈良市規則第3号）により、母子家庭の生活困窮者に対し、生活の独立と安定化を図るために貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは別紙5「奈良市母子福祉生業資金貸付規則」を参照して下さい。

なお、この規則は、平成19年3月末に廃止されており、平成23年度末において、全債権について償還期日が到来済みとなっています。

委託予定債権：14件 1,483,280円

債権所管課：奈良市子ども未来部子育て相談課

⑥ 奈良市母子福祉資金・奈良市寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により、母子家庭及び寡婦の経済的な自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）、別紙6-1「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例（平成13年奈良市条例第45号）」及び別紙6-2「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成14年奈良市規則第52号）」を参照して下さい。

なお、平成14年3月31日までは、奈良県が資金を貸し付けていましたが、平成14年4月1日に奈良市が中核市に移行したことに伴い、奈良県から債権の

承継を受け、以後の資金の貸付及び償還事務は奈良市が行うことになりました。

また、平成24年度以降に償還期日が到来する債権が残っています。

委託予定債権：172件 58,548,151円

（平成24年度償還分含む）

債権所管課：奈良市子ども未来部子育て相談課

⑦ 奈良市水洗便所設備資金

奈良市水洗便所設備資金貸付基金条例（昭和41年奈良市条例第7号）により、水洗便所の普及促進を目的に、くみ取り便所を水洗便所に改造するため必要とする資金を貸し付けたもので、未償還なもの。

詳しくは別紙7-1「奈良市水洗便所設備資金貸付基金条例」及び別紙7-2「奈良市水洗便所設備資金貸付基金条例施行規則（昭和41年奈良市規則第10号）」を参照して下さい。

なお、これらの条例及び規則は、平成3年3月末に廃止されており、平成23年度末において、全債権について償還期日が到来済みとなっています。

委託予定債権：83件 7,185,500円

債権所管課：奈良市建設部下水道室下水道総務課

(2) 委託債権の回収に係る業務内容

委託債権の回収手法等については、本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する事業者の提案に委ねるものとしますが、次に掲げる業務は必ず実施するものとします。

① 債務者に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、その権限があることを示すこと。

② 債務者への納付催告及び納付交渉

③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理

④ 受託債権の収納及び領収証の発行

⑤ 回収した受託債権の安全な保管

⑥ 収納した受託債権の奈良市への納入

⑦ 所在不明状態にある債務者の最終住所地までの調査

⑧ 納付交渉経過、回収履歴、調査事項等の記録及び徵取した関係書類を添付した報告書の作成

⑨ 債務者からの苦情等への対応

(3) 委託債権の回収不能事案の報告に係る業務内容

前記(2)による委託債権の回収に係る業務を実施しても、回収不能であることが明らかな事案については、戸籍及び住民票等の証拠資料並びに調査記録を添付し回収不能報告書を奈良市に提出するものとします。

回収不能の基準及び報告書の作成等については、本プロポーザルに参加する事業者の提案に委ねるものとしますが、回収不能の基準については、次に掲げる事由に該当する場合等を想定しています。

なお、債務者が、それぞれ異なる事由に該当する場合も、同様とみなします。

<p>① 債務者について、戸籍及び住民票等の取得や追跡調査によっても所在が判明しないとき。</p> <p>② 債務者が死亡し、その相続人が不存在であるとき。</p> <p>③ 債務者が破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、委託債権について、免責されているとき。</p> <p>④ 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。</p> <p>⑤ 債務者が委託債権について、時効の援用をしたとき。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本業務の定期的な業務報告書の提出 ② 回収した委託債権の奈良市への収納時における入金報告書の提出 ③ 奈良市総務部税務室債権整理課との連絡調整 ④ その他、本業務の実施のために必要な事務 <p>4 予算額 6,786,000円 (平成24年度から平成26年度まで：消費税及び地方消費税含む。) なお、予算額の内訳は次のとおりです。 平成24年度予算額 522,000円 平成25年度予算額 3,132,000円 平成26年度予算額 3,132,000円</p> <p>5 受託者選定方法 企画提案書公募によるプロポーザル方式</p> <p>6 履行期間 契約の日から平成27年3月31日まで <u>なお、本業務の実施について設定回収率を著しく下回る場合には、この契約を解除することができます。</u></p> <p>7 委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本業務により受託者が回収した金額に成功報酬率を乗じた成功報酬又は回収不能報告書作成額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を委託料として支払います。 なお、受託通知書の送付費用、戸籍及び住民票の取得費用等の諸経費並びに本業務の実施に要する費用一切は、すべて受託者の負担とします。 (2) 成功報酬率及び回収不能報告書作成額は提案によるものとし、成功報酬率については上限を40%とし、回収不能報告書作成額については上限を1件5,000円とします。 (3) 委託料の支払方法は3ヶ月毎の精算払いとします。 (4) 委託料の各年度の支払限度額（各年度、消費税及び地方消費税含む。）は次のとおりです。 平成24年度支払限度額 522,000円 平成25年度支払限度額 3,132,000円 平成26年度支払限度額 3,132,000円 <p>8 参加資格</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本プロポーザルに参加できる事業者は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とします。 	<p>(2) 複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めますが、共同事業体の代表を定め、別に共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出して下さい。</p> <p>(3) 弁護士等又は共同事業体を構成する全ての弁護士等は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 ウ 国税及び奈良市税を滞納していないこと。 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 カ 破産法の規定による破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。 キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。 ク 弁護士法第57条第1項第2号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていないこと。 ケ その他法令等に違反する行為をしていないこと。 <p>(4) 共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできません。</p> <p>9 参加表明受付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提出書類 単独で参加する事業者の場合については①から④を、共同事業体により参加する事業者については①・②・⑤・⑥及び共同事業体を構成する全ての弁護士等の③・④を提出して下さい。 ① 参加表明書（第1号様式） ② 誓約書（第2号様式） ③ 納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの） ア 奈良市内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が奈良市内の弁護士法人 ・奈良市が発行した平成24年度分の市県民税及び固定資産税の納税証明書 イ 奈良市外在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が奈良市外の弁護士法人 ・所管税務署が発行した納税証明書（その3） ④ 弁護士等であることを証明する書類（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの） ア 弁護士の場合
---	---

<p>・弁護士会に所属している証明書 イ 弁護士法人の場合 ・登記事項証明書</p> <p>⑤ 共同事業体構成員名簿（第3号様式）</p> <p>⑥ 共同事業体協定書（第4号様式）</p> <p>各書類について、複数ページになる場合は、長辺左側2箇所ホッチキス留めで作成して下さい。</p> <p>(2) 提出部数 各1部</p> <p>(3) 提出期間 平成24年11月16日（金）から平成24年11月30日（金）午後5時までに提出して下さい。</p> <p>(4) 提出方法 持参、簡易書留又は特定信書便により提出して下さい（簡易書留又は特定信書便については、上記提出期間内に必着のこと）。 なお、持参される場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日の午前9時から午後5時までに来庁して下さい。 提出書類は、封筒に入れ、封筒表面に「参加表明書在中」と朱字で記載して下さい。 提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることはできません。</p> <p>(5) 提出場所 奈良市総務部税務室債権整理課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 電話：0742-34-4985（ダイヤルイン）</p> <p>10 参加資格の審査及び通知 提出書類について、参加資格を審査し、平成24年12月4日（火）までに審査結果を全ての事業者に通知します。 また、参加を承認しないこととした事業者には、その旨を付して通知します。 なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（市長公印を押印したもの）を送付します。</p> <p>11 質問の受付及び回答 (1) 受付期間 平成24年11月16日（金）から平成24年11月26日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 質問方法 必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信してください。電話、FAX、送付、直接来所等による質問には応じません。 E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp</p> <p>(3) 質問書の様式 様式は自由としますが、次の項目を明記して下さい。</p> <p>① 電子メールの表題（「プロポーザルに関する質問（弁護士氏名又は弁護士法人名称）」として下さい。）</p> <p>② 質問者の氏名又は名称・所属弁護士会・事務所の所在地・電話番号・メールアドレス</p>	<p>(4) 質問に対する回答 平成24年11月28日（水）までに、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答します。 併せて、奈良市ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。</p> <p>12 企画提案書の提出 参加を承認された事業者は、次のとおり企画提案書を提出して下さい。</p> <p>(1) 提出書類及び部数 次に掲げる書類について、各10部作成し、①から⑧の順に長辺左側2箇所ホッチキス留めにし、提出して下さい。</p> <p>① 企画提案書表紙（第5号様式） ② 業務実施方針（第6号様式） ③ 業務実施手法（第7号様式） ④ 業務実施体制（第8号様式） ⑤ 1年間の目標回収率（第9号様式） ⑥ 回収額に対する成功報酬率（第10号様式） ⑦ 回収不能事案における報告書作成額（第11号様式） ⑧ 債権回収・整理に関するその他有益な提案（様式自由） また、補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、企画提案書と別に提出を認めますが、それらについても各10部提出して下さい。</p> <p>(2) 提出期間 平成24年12月3日（月）から平成24年12月17日（月）午後5時までに提出して下さい。 なお、この期間内に提出がない場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(3) 提出方法 持参、簡易書留又は特定信書便により提出して下さい（簡易書留又は特定信書便については、上記提出期間内に必着のこと）。 なお、持参される場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日の午前9時から午後5時までに来庁して下さい。 提出書類は、封筒に入れ、封筒表面に「企画提案書在中」と朱字で記載して下さい。 提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることはできません。</p> <p>(4) 提出場所 奈良市総務部税務室債権整理課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 電話：0742-34-4985（ダイヤルイン）</p> <p>(5) 留意事項 ① 企画提案書の提出は1事業者につき1提案とします。 ② 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。 ③ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成して下さい</p>
---	--

い。

- ④ 印刷の色はカラー、白黒を問いません。
- ⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ⑥ 提出された企画提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となることがあります。

13 受託事業者の選定

本プロポーザルに参加した事業者から提出された企画提案書について審査を行うため、奈良市未収貸付金回収等業務及び奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、審査委員会は受託事業者を選定します。

(1) 審査委員会の開催日時

平成24年12月21日（金）

なお、審査委員会は非公開とします。

(2) 審査項目及び配点

- ① 業務実施方針（20点）
- ② 業務実施手法（100点）
- ③ 業務実施体制（80点）
- ④ 1年間の目標回収率（30点）
- ⑤ 回収額に対する成功報酬率（30点）
- ⑥ 債権回収・整理に関するその他有益な提案及び企画提案書全体に係る総合評価（100点）

(3) 選定方法

- ① 企画提案書の内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定します。なお、プレゼンテーションは実施しません。
- ② 審査委員会は、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に速やかに通知します。

また、交渉権第1位及び第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。

なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（市長公印を押印したもの）を送付します。

14 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

15 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合

(5) 募集要項に違反したと認められる場合

16 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルにおいては、すべて弁護士会に届出済の弁護士の職印又は法人印を使用してください。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (5) 本プロポーザルにおける問い合わせや協議等について、各種貸付金の債権所管課に対して直接行わないで下さい。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づき、提出書類を開示する場合があります。

17 担当部局

奈良市総務部税務室債権整理課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階

電話 話：0742-34-4985（ダイヤルイン）

ファクシミリ：0742-34-4945

E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp

別紙及び様式省略

（平成24年11月16日掲示済）

奈良市告示第742号

「奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項を次のように定める。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

「奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務委託公募型」プロポーザル募集要項

1 業務の目的

奈良市の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、債権回収業務の外部委託可能な市営住宅の滞納家賃を対象として、専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者に、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

2 業務の名称

奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務（以下「本業務」という。）

3 業務の内容

本業務は、家賃を滞納したまま市営住宅を退去した元入居者及び連帯保証人に係る債権の回収業務及び回収不能であることが明らかな事案の報告を行うものとします。

委託予定債権総額：192件 227,868,916円

（回収状況により増減する場合があります）

債権所管課：奈良市建設部住宅課

なお、委託予定債権における件数は原則退去件数です。

(1) 本業務の委託債権の概要及び内訳

主に公営住宅法（昭和26年法律第193号）により、低所得者向けに賃貸借した市営住宅等にかかる家賃で、既に退去済みの者の滞納家賃。

詳しくは、公営住宅法、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）、別紙1－1「奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）」、別紙1－2「奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）」、別紙1－3「奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）」、別紙1－4「奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）」、別紙1－5「奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）」及び別紙1－6「奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）」を参照して下さい。

(2) 委託債権の回収に係る業務内容

委託債権の回収手法等については、本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する事業者の提案に委ねるものとしますが、次に掲げる業務は必ず実施するものとします。

- ① 債務者に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、その権限があることを示すこと。
- ② 債務者への納付催告及び納付交渉
- ③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理
- ④ 受託債権の収納及び領収証の発行
- ⑤ 回収した受託債権の安全な保管
- ⑥ 収納した受託債権の奈良市への納入
- ⑦ 所在不明状態にある債務者の最終住所地までの調査
- ⑧ 納付交渉経過、回収履歴、調査事項等の記録及び微取した関係書類を添付した報告書の作成
- ⑨ 債務者からの苦情等への対応

(3) 委託債権の回収不能事案の報告に係る業務内容

前記(2)による委託債権の回収に係る業務を実施しても、回収不能であることが明らかな事案については、戸籍及び住民票等の証拠資料並びに調査記録を添付し回収不能報告書を奈良市に提出するものとします。

回収不能の基準及び報告書の作成等については、本プロポーザルに参加する事業者の提案に委ねるものとしますが、回収不能の基準については、次に掲げる事由に該当する場合等を想定しています。

なお、債務者が、それぞれ異なる事由に該当する場合も、同様とみなします。

- ① 債務者について、戸籍及び住民票等の取得や追跡

調査によっても所在が判明しないとき。

- ② 債務者が死亡し、その相続人が不存在であるとき。
- ③ 債務者が破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、委託債権について、免責されているとき。
- ④ 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- ⑤ 債務者が委託債権について、時効の援用をしたとき。

(4) その他

- ① 本業務の定期的な業務報告書の提出
- ② 回収した委託債権の奈良市への収納時における入金報告書の提出
- ③ 奈良市総務部税務室債権整理課との連絡調整
- ④ その他、本業務の実施のために必要な事務

4 予算額

10,842,000円

（平成24年度から平成26年度まで：消費税及び地方消費税含む。）

なお、予算額の内訳は次のとおりです。

平成24年度予算額 834,000円

平成25年度予算額 5,004,000円

平成26年度予算額 5,004,000円

5 受託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

6 履行期間

契約の日から平成27年3月31日まで

なお、本業務の実施について設定回収率を著しく下回る場合には、この契約を解除することができます。

7 委託料

- (1) 本業務により受託者が回収した金額に成功報酬率を乗じた成功報酬又は回収不能報告書作成額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を委託料として支払います。

なお、受託通知書の送付費用、戸籍及び住民票の取得費用等の諸経費並びに本業務の実施に要する費用一切は、すべて受託者の負担とします。

- (2) 成功報酬率及び回収不能報告書作成額は提案によるものとし、成功報酬率については上限を40%とし、回収不能報告書作成額については上限を1件5,000円とします。

- (3) 委託料の支払方法は3ヶ月毎の精算払いとします。

- (4) 委託料の各年度の支払限度額（各年度、消費税及び地方消費税含む。）は次のとおりです。

平成24年度支払限度額 834,000円

平成25年度支払限度額 5,004,000円

平成26年度支払限度額 5,004,000円

8 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる事業者は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は

<p>同法第30条の2の規定による弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とします。</p> <p>(2) 複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めますが、共同事業体の代表を定め、別に共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出して下さい。</p> <p>(3) 弁護士等又は共同事業体を構成する全ての弁護士等は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 ウ 国税及び奈良市税を滞納していないこと。 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 カ 破産法の規定による破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。 キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。 ク 弁護士法第57条第1項第2号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていないこと。 ケ その他法令等に違反する行為をしていないこと。 <p>(4) 共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできません。</p> <p>9 参加表明受付</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>単独で参加する事業者の場合については①から④を、共同事業体により参加する事業者については①・②・⑤・⑥及び共同事業体を構成する全ての弁護士等の③・④を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 参加表明書（第1号様式） ② 誓約書（第2号様式） ③ 納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの） <ul style="list-style-type: none"> ア 奈良市内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が奈良市内の弁護士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市が発行した平成24年度分の市県民税及び固定資産税の納税証明書 イ 奈良市外在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が奈良市外の弁護士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・所管税務署が発行した納税証明書（その3） ④ 弁護士等であることを証明する書類（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの） <ul style="list-style-type: none"> ア 弁護士の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会に所属している証明書 	<p>イ 弁護士法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 <p>⑤ 共同事業体構成員名簿（第3号様式）</p> <p>⑥ 共同事業体協定書（第4号様式）</p> <p>各書類について、複数ページになる場合は、長辺左側2箇所ホッチキス留めで作成して下さい。</p> <p>(2) 提出部数</p> <p>各1部</p> <p>(3) 提出期間</p> <p>平成24年11月16日（金）から平成24年11月30日（金）午後5時までに提出して下さい。</p> <p>(4) 提出方法</p> <p>持参、簡易書留又は特定信書便により提出して下さい（簡易書留又は特定信書便については、上記提出期間内に必着のこと）。</p> <p>なお、持参される場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日の午前9時から午後5時までに来庁して下さい。</p> <p>提出書類は、封筒に入れ、封筒表面に「参加表明書在中」と朱字で記載して下さい。</p> <p>提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることはできません。</p> <p>(5) 提出場所</p> <p>奈良市総務部税務室債権整理課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 電話：0742-34-4985（ダイヤルイン）</p> <p>10 参加資格の審査及び通知</p> <p>提出書類について、参加資格を審査し、平成24年12月4日（火）までに審査結果を全ての事業者に通知します。また、参加を承認しないこととした事業者には、その旨を付して通知します。</p> <p>なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（市長公印を押印したもの）を送付します。</p> <p>11 質問の受付及び回答</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成24年11月16日（金）から平成24年11月26日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 質問方法</p> <p>必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信してください。電話、FAX、送付、直接来所等による質問には応じません。</p> <p>E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp</p> <p>(3) 質問書の様式</p> <p>様式は自由としますが、次の項目を明記して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子メールの表題（「プロポーザルに関する質問（弁護士氏名又は弁護士法人名称）」として下さい。） ② 質問者の氏名又は名称・所属弁護士会・事務所の所在地・電話番号・メールアドレス <p>(4) 質問に対する回答</p>
---	---

<p>平成24年11月28日（水）までに、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答します。</p>	<p>⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。 ⑥ 提出された企画提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となることがあります。</p>
<p>併せて、奈良市ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。</p>	<p>13 受託事業者の選定</p>
<p>12 企画提案書の提出</p> <p>参加を承認された事業者は、次のとおり企画提案書を提出して下さい。</p>	<p>本プロポーザルに参加した事業者から提出された企画提案書について審査を行うため、奈良市未収貸付金回収等業務及び奈良市市営住宅退去者滞納家賃回収等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、審査委員会は受託事業者を選定します。</p>
<p>(1) 提出書類及び部数</p> <p>次に掲げる書類について、各10部作成し、①から⑧の順に2箇所ホッチキス留めにし、提出して下さい。</p>	<p>(1) 審査委員会の開催日時</p>
<p>① 企画提案書表紙（第5号様式） ② 業務実施方針（第6号様式） ③ 業務実施手法（第7号様式） ④ 業務実施体制（第8号様式） ⑤ 1年間の目標回収率（第9号様式） ⑥ 回収額に対する成功報酬率（第10号様式） ⑦ 回収不能事案における報告書作成額（第11号様式） ⑧ 債権回収・整理に関するその他有益な提案（様式自由）</p>	<p>平成24年12月21日（金） なお、審査委員会は非公開とします。</p>
<p>また、補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、企画提案書と別に提出を認めますが、それらについても各10部提出して下さい。</p>	<p>(2) 審査項目及び配点</p>
<p>(2) 提出期間</p> <p>平成24年12月3日（月）から平成24年12月17日（月）午後5時までに提出して下さい。</p>	<p>① 業務実施方針（20点） ② 業務実施手法（100点） ③ 業務実施体制（80点） ④ 1年間の目標回収率（30点） ⑤ 回収額に対する成功報酬率（30点） ⑥ 債権回収・整理に関するその他有益な提案及び企画提案書全体に係る総合評価（100点）</p>
<p>なお、この期間内に提出がない場合は、辞退したものとみなします。</p>	<p>(3) 選定方法</p>
<p>(3) 提出方法</p> <p>持参、簡易書留又は特定信書便により提出して下さい（簡易書留又は特定信書便については、上記提出期間内に必着のこと）。</p>	<p>① 企画提案書の内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定します。なお、<u>プレゼンテーションは実施しません。</u></p>
<p>なお、持参される場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日の午前9時から午後5時までに来庁して下さい。</p>	<p>② 審査委員会は、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。</p>
<p>提出書類は、封筒に入れ、封筒表面に「企画提案書在中」と朱字で記載して下さい。</p>	<p>(4) 選定結果の通知</p>
<p>提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることはできません。</p>	<p>選定結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に速やかに通知します。</p>
<p>(4) 提出場所</p> <p>奈良市総務部税務室債権整理課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 電話：0742-34-4985（ダイヤルイン）</p>	<p>また、交渉権第1位及び第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。</p>
<p>(5) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企画提案書の提出は1事業者につき1提案とします。 ② 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。 ③ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成して下さい。 ④ 印刷の色はカラー、白黒を問いません。 	<p>なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書（市長公印を押印したもの）を送付します。</p>
	<p>14 契約の締結</p>
	<p>交渉権第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。</p>
	<p>なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。</p>
	<p>15 参加者の失格</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、失格とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合 (2) 不正と認められる行為が判明した場合 (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合 (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合 (5) 募集要項に違反したと認められる場合
	<p>16 その他</p>

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルにおいては、すべて弁護士会に届出済の弁護士の職印又は法人印を使用してください。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することができます。
- (5) 本プロポーザルにおける問い合わせや協議等について、奈良市建設部住宅課に対して直接行わないで下さい。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づき、提出書類を開示する場合があります。

17 担当部局

奈良市総務部税務室債権整理課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階

電 話：0742-34-4985（ダイヤルイン）

ファクシミリ：0742-34-4945

E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp

別紙及び様式省略

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年7月26日 奈良市指令都整開 第12A-7号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年11月16日 第1332号
公共施設 平成24年11月16日 第604号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市出屋敷町64番1の一部、64番2、65番1及び66番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市本町49番地
伸陽興産 金本英子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市出屋敷町64番1の一部、64番2の一部、65番1の一部及び66番1の一部
 - (2) 用悪水路
奈良市出屋敷町64番1の一部、64番2の一部及び66番1の一部
 - (3) 下水道

奈良市出屋敷町64番1の一部

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第744号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年11月16日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日

涌井 永一郎	あんま	平成24年 10月1日
株式会社フレア ス(涌井 永一郎)		

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第746号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の 種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小倉 秀行		柔道整復	平成24年 9月30日
いろは整骨院 (小倉 秀行)	奈良県奈良市大宮 町三丁目5番13号 C O M P R A Z A 新大宮B号室		

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第747号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術期間		変更 年月日
	名称	所在地	
旧 高野 貴子	いろは整骨院(高野貴子)	奈良県奈良市 大宮町三丁目 5番13号 C O M P R A Z A 新大宮B号室	平成24年 10月1日
新 高野 貴子	すずらん整骨院(高野貴子)	奈良県奈良市 大宮町三丁目 5番13号 C O M P R A Z A 新大宮B号室	

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第748号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
高野 員裕		柔道整復	平成24年 10月1日
すずらん整骨院(高野員裕)	奈良県奈良市大宮 町三丁目5番13号 C O M P R A Z A 新大宮B号室		

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第749号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
秋山 勝次		あんま	平成24年 10月1日
あいのてマッサージ奈良一條大宮店(秋山勝次)	奈良県奈良市法華寺町82番地1グリーンパーク奈良304号		

(平成24年11月16日掲示済)

奈良市告示第750号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年11月19日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年11月19日掲示済)

奈良市告示第751号

平成24年11月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招

集します。

平成24年11月20日

奈良市長 仲川元庸
(平成24年11月20日掲示済)

奈良市告示第752号

平成24年11月19日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年11月20日

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		5,961,430 千円	180,000 千円	6,141,430 千円
	3 県 委 託 金	47,201	180,000	227,201
歳 入 合 計		143,577,566	180,000	143,757,566

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		33,108,387 千円	180,000 千円	33,288,387 千円
	5 選挙費	59,872	180,000	239,872
歳 出 合 計		143,577,566	180,000	143,757,566

(平成24年11月20日掲示済)

奈良市告示第753号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年11月20日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年11月20日掲示済)

奈良市告示第754号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取のない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

- 1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
平成24年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
平成24年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,757,566千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成24年12月4日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年5月7日、同月8日、同月10日、同月12日、同月14日、同月15日、同月21日、同月22日、同月25日及び同月28日

(平成24年11月20日掲示済)

奈良市告示第755号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、三和建設株式会社から次のとおり、奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成24年11月21日

奈良市長 仲川元庸

1 換地処分の年月日

平成24年11月19日

2 換地処分の内容

平成24年11月15日付け奈良市指令整都区認第24—7号をもって認可した換地計画のとおり

(平成24年11月21日掲示済)

奈良市告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月21日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ココカラファイ ンあやめ池薬局	奈良県奈良市あやめ池南 六丁目8番39号	平成24年 11月1日

(平成24年11月21日掲示済)

奈良市告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月22日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年9月30日
ホームケアー株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市法蓮町423		
ホームケアー株式会社	大阪府大阪市平野区背戸 口5丁目6-23		

(平成24年11月22日掲示済)

奈良市告示第758号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月22日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ホームケアー株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市法蓮町423	ホームケアー株式会社	
新	ホームケアー株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市法蓮佐保山一丁目13番30号	ホームケアー株式会社	平成24年10月1日
旧	ホームケアー東大寺	奈良県奈良市川久保町6-1	ホームケアー株式会社	
新	ホームケアー奈良	奈良県奈良市川久保町6-1	ホームケアー株式会社	平成24年10月1日

(平成24年11月22日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

ホームケアー奈良	奈良県奈良市川久保町6-1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年10月1日
ホームケアー株式会社	大阪府大阪市平野区背戸口5丁目6-23		

(平成24年11月22日掲示済)

奈良市告示第760号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道中部第927号線他道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市あやめ池南二丁目町地内 他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 16,030円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 9,618円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所**(1) 日時**

平成24年11月26日から平成24年12月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市建設部道路室道路建設課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年12月3日（月）午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部道路室道路建設課
電話 0742-34-5164

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 平成24年12月6日（木）午前9時から午後4時まで

イ 場所 (1)イに同じ

5 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年12月19日 午後3時00分

以下省略

(平成24年11月26日掲示済)

奈良市告示第761号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道北之庄八島線道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市北之庄町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 10,240円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 6,144円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する

<p>場合は参加することができないものとする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。</p> <p>3 仕様書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成24年11月26日から平成24年12月19日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市建設部道路室道路建設課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）</p> <p>4 仕様書等に関する質問</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。 ア 提出日時 平成24年12月3日（月）午前9時から午後4時まで イ 提出場所 奈良市建設部道路室道路建設課 電話 0742-34-5164 ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。</p> <p>(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。 ア 平成24年12月6日（木）午前9時から午後4時まで イ 場所 (1)イに同じ</p> <p>5 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成24年12月20日 午後3時00分</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: center;">(平成24年11月26日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第762号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成24年11月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>○入札に付する事項</p> <p>1 データエントリー業務委託に係る仕様 詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリー仕様（給与支払報告書）」のとおり</p> <p>2 契約方法</p> <p>(1) 契約名 平成25年度課税用市県民税データのエントリー業務委託（給与支払報告書）</p>	<p>(2) 委託期間 平成25年2月1日～平成25年3月31日</p> <p>(3) 支払方法 月払い</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>(1) 本市において、物品購入等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 上記の法人の中で、入札参加希望種目（第1～第3希望）のいずれかが「S1：ソフト・システム開発、インターネット等」若しくは「S3：その他」で業務内容としてデータエントリーを登録している者</p> <p>(3) 最寄りの支店、営業所が近畿圏にあること。</p> <p>(4) 「プライバシーマーク使用許諾事業者」に登載されている者</p> <p>(5) 地方自治法167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(6) 国税及び奈良市税を滞納していない者</p> <p>(7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止中でないこと。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>(10) 過去2年の間に、国・地方公共団体等に対して、同等以上の規模のデータエントリー業務の受託実績が2回以上あること。</p> <p>(11) データエントリーを行う要員が以下の資格を満たしていること。 ① ミス率が0.0003%以下であること。 ② 奈良市個人情報保護条例を遵守し、入力原票、処理済データの管理が確実であること。</p> <p>4 入札条件</p> <p>(1) 入札保証金は免除します。</p> <p>(2) 入札の方法は、持参入札とします。入札書（様式第1号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」、封筒裏面に業者名を記載して下さい。</p> <p>(3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第2号）を提出して下さい。提出のない場合は、入札できないものとします。</p> <p>(4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。</p> <p>(5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめることができます。また、入札執行後におい</p>
--	--

ても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。

(6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(8) この入札は、レコード1件当たりの単価入札とします。

(9) この入札は、レコード1件当たりの単価契約とします。

5 入札参加申請について

この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期限内に提出したうえで、入札参加承認（不承認）書による承認を受けなければなりません。

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式第3号）

※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること。

(イ) 業務実績証明書（様式第4号）

※契約の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。

(ウ) 「プライバシーマークの使用許諾事業者」であることを確認できる書類

(1) 提出部数

各1部

(2) 提出期間

平成24年11月26日（月）から同年12月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(4) 提出場所

奈良市総合政策部情報政策課（担当：情報処理係）

所在地：奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号：0742-34-4768（直通）

6 入札参加申請等の配布

(1) 日時

平成24年11月26日（月）から平成24年12月5日（水）まで

(2) 掲載ホームページ

<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 情報政策課ホームページ内>

7 入札参加承認について

「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」を提出した者には、入札参加承認（不承認）書により、その可否を通知します。

なお、可否通知は平成24年12月10日（月）までに、「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」に記載された

メールアドレスに送付します。原本（公印を押印したもの）については後日郵送します。

8 入札の日時及び場所

平成24年12月11日（火）午後1時30分～
奈良市庁舎 入札室

以下省略

（平成24年11月26日掲示済）

奈良市告示第763号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

○入札に付する事項

1 データエントリー業務委託に係る仕様

詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリー仕様（市申告書）」のとおり

2 契約方法

(1) 契約名

平成25年度課税用市県民税データのエントリー業務委託（市申告書）

(2) 委託期間

平成25年2月1日～平成25年3月31日

(3) 支払方法

月払い

3 入札参加資格

(1) 本市において、物品購入等入札参加資格者であること。

(2) 上記の法人の中で、入札参加希望種目（第1～第3希望）のいずれかが「S1：ソフト・システム開発、インターネット等」若しくは「S3：その他」で業務内容としてデータエントリーを登録している者

(3) 最寄りの支店、営業所が近畿圏にあること。

(4) 「プライバシーマーク使用許諾事業者」に登載されている者

(5) 地方自治法167条の4の規定に該当しない者

(6) 国税及び奈良市税を滞納していない者

(7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止中でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでない

こと。

(10) 過去2年の間に、国・地方公共団体等に対して、同等以上の規模のデータエントリー業務の受託実績が2回以上あること。

(11) データエントリーを行う要員が以下の資格を満たしていること。

① ミス率が0.0003%以下であること。

② 奈良市個人情報保護条例を遵守し、入力原票、処理済データの管理が確実であること。

4 入札条件

(1) 入札保証金は免除します。

(2) 入札の方法は、持参入札とします。入札書（様式第1号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」、封筒裏面に業者名を記載して下さい。

(3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第2号）を提出して下さい。提出のない場合は、入札できないものとします。

(4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。

(5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめることができます。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。

(6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(8) この入札は、レコード1件当たりの単価入札とします。

(9) この入札は、レコード1件当たりの単価契約とします。

5 入札参加申請について

この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期限内に提出したうえで、入札参加承認（不承認）書による承認を受けなければなりません。

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式第3号）

※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること。

(イ) 業務実績証明書（様式第4号）

※契約の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。

(ウ) 「プライバシーマークの使用許諾事業者」であることを確認できる書類

(1) 提出部数

各1部

(2) 提出期間

平成24年11月26日（月）から同年12月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(4) 提出場所

奈良市総合政策部情報政策課（担当：情報処理係）

所在地：奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号：0742-34-4768（直通）

6 入札参加申請等の配布

(1) 日時

平成24年11月26日（月）から平成24年12月5日（水）まで

(2) 掲載ホームページ

<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 情報政策課ホームページ内>

7 入札参加承認について

「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」を提出した者には、入札参加承認（不承認）書により、その可否を通知します。

なお、可否通知は平成24年12月10日（月）までに、「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」に記載されたメールアドレスに送付します。原本（公印を押印したもの）については後日郵送します。

8 入札の日時及び場所

平成24年12月11日（火）午後2時～
奈良市庁舎 入札室

以下省略

（平成24年11月26日掲示済）

奈良市告示第764号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

○入札に付する事項

1 データエントリー業務委託に係る仕様

詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリー仕様（確定申告書）」のとおり

2 契約方法

(1) 契約名

平成25年度課税用市県民税データのエントリー業務委託（確定申告書）

(2) 委託期間

平成25年2月1日～平成25年3月31日

(3) 支払方法

月払い

3 入札参加資格

- (1) 本市において、物品購入等入札参加資格者であること。
- (2) 上記の法人の中で、入札参加希望種目（第1～第3希望）のいずれかが「S1：ソフト・システム開発、インターネット等」若しくは「S3：その他」で業務内容としてデータエントリーを登録している者
- (3) 最寄りの支店、営業所が近畿圏にあること。
- (4) 「プライバシーマーク使用許諾事業者」に登載されている者
- (5) 地方自治法167条の4の規定に該当しない者
- (6) 国税及び奈良市税を滞納していない者
- (7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 過去2年の間に、国・地方公共団体等に対して、同等以上の規模のデータエントリー業務の受託実績が2回以上あること。
- (11) データエントリーを行う要員が以下の資格を満たしていること。
- ① ミス率が0.0003%以下であること。
 - ② 奈良市個人情報保護条例を遵守し、入力原票、処理済データの管理が確実であること。

4 入札条件

- (1) 入札保証金は免除します。
- (2) 入札の方法は、持参入札とします。入札書（様式第1号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」、封筒裏面に業者名を記載して下さい。
- (3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第2号）を提出して下さい。提出のない場合は、入札できないものとします。
- (4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。
- (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめることができます。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(8) この入札は、レコード1件当たりの単価入札とします。

(9) この入札は、レコード1件当たりの単価契約とします。

5 入札参加申請について

この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期限内に提出したうえで、入札参加承認（不承認）書による承認を受けなければなりません。

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式第3号）

※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること。

(イ) 業務実績証明書（様式第4号）

※契約の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。

(ウ) 「プライバシーマークの使用許諾事業者」であることを確認できる書類

(1) 提出部数

各1部

(2) 提出期間

平成24年11月26日（月）から同年12月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(4) 提出場所

奈良市総合政策部情報政策課（担当：情報処理係）

所在地：奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号：0742-34-4768（直通）

6 入札参加申請等の配布

(1) 日時

平成24年11月26日（月）から平成24年12月5日（水）まで

(2) 掲載ホームページ

<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 情報政策課ホームページ内>

7 入札参加承認について

「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」を提出した者には、入札参加承認（不承認）書により、その可否を通知します。

なお、可否通知は平成24年12月10日（月）までに、「入札参加資格審査申請書（様式第3号）」に記載されたメールアドレスに送付します。原本（公印を押印したもの）については後日郵送します。

8 入札の日時及び場所

平成24年12月11日（火）午後2時30分～
奈良市庁舎 入札室

以下省略

(平成24年11月26日掲示済)

奈良市告示第765号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借
- (2) 調達する端末機器
 - ・ノート型パーソナルコンピュータ 一式
 - ・省スペース型デスクトップパーソナルコンピュータ 一式
 - ・レザープリンタ 一式
 - ・その他関連機器
- (3) 展開スケジュールの調整
展開スケジュールの作成・調整
- (4) 端末機器の設計作業
マスターの作成、動作確認用端末の作成、各端末設定等
- (5) 端末機器の設置作業
端末機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続・プリンタ接続作業含む。）、端末設置後の動作確認
- (6) 成果物作成作業
成果物（管理台帳）作成等
- (7) 保守・サポート
端末機器等の保守（オンラインを含む。）
- (8) 端末機器の納品に関する条件等
別紙1「端末機器等仕様書」のとおり
- (9) 端末機器の規格・性能等
別紙2「端末機器明細書」のとおり
- (10) 契約形態
賃貸借契約
- (11) 賃貸借契約期間
平成25年3月1日から平成30年2月28日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (12) 契約条項
別添「情報系、基幹系及び財務会計用端末機器等の賃貸借契約書（案）」のとおり
- (13) 設置作業完了期限
平成25年2月28日
- (14) 設置場所
別紙3「設置場所一覧」のとおり
- (15) 端末台数及び系統
別紙3「設置場所一覧」のとおり
- (16) 付帯事項
ア 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入

業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写し（保険に加入していることがわかるもの）を提出すること。

イ 賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、奈良市担当者と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

2 同一単価による別契約の締結

落札者は、別途、本入札における端末機器の月額単価と同額で別紙4「共同調達一覧」に記載の各部署と個別に賃貸借契約を締結すること。調達する端末機器、設定作業、保守・サポート及び納品に係る条件等は本書記載の内容と同様とし、契約名称は各契約毎に別途提示する名称とする。

3 入札参加資格

平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公示日において、入札参加希望種目（第1～第3希望）のうちいずれかの業種が「(Q)」の「(1) 賃貸」、又は「(S)」の「(2) 電算機器関係リース」として登録されている者で、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 過去2年間に、国・地方公共団体等に対して、本契約と同等数の端末機器の保守契約の実績があること。
- 4 入札保証金に関する事項
入札保証金は免除する。
- 5 入札に関する事項
 - (1) 入札の方法は持参入札とする。入札書（様式第4号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入すること。
 - (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第5号）を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
 - (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
 - (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を

執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。

(5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。

落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。

また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。

(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約希望金額は、月額の賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。

(8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

6 入札参加申請書等の配布

(1) 日時

平成24年11月26日（月）から同年12月7日（金）まで

(2) 掲載ホームページ

<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 情報政策課ホームページ内>

7 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式第1号）

※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること。

(イ) 保守体制整備証明書（様式第2号）

(ウ) 納入実績証明書（様式第3号）

※契約書の写しを添付すること。

(エ) 保守連絡体制表（様式自由）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成24年11月26日（月）から同年12月7日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

事前に連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(5) 提出場所

奈良市総合政策部情報政策課（担当：情報化推進係）

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号：0742-34-4768（直通）

8 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により平成24年12月11日（火）までに通知する。通知は「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」に記載されたメールアドレスに送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送する。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成24年12月12日（水）午後1時30分から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所1階 入札室

以下省略

（平成24年11月26日掲示済）

奈良市告示第766号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年11月26日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市四条大路一丁目3番27号
申請者氏名	大和セントラル建設株式会社 代表取締役 梅原壽恵
道路の位置	奈良市山陵町988番1及び975番6
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	34.79m
指定年月日	平成24年11月26日
指定番号	第24009号

（平成24年11月26日掲示済）

奈良市告示第767号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良市観光パンフレット」広告掲載業務
業務内容	首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーん、奈良市観光協会、市内の観光施設や

	観光案内所、奈良市東京観光オフィス、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光パンフレットの目次ページ及び各エリア紹介ページに、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。	以下省略 (平成24年11月27日掲示済)
委託期間	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	
業務場所	奈良市内	
契約形式	委託契約	
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。 (1) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札 参加資格者名簿に登載され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法、民事再生法等により手続きを行っている法人ではないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。 (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 (7) 官公庁、民間企業を問わず、本業務と同種の事業実績があること。	
3 実施要項等を示す日時及び場所	(1) 日時 平成24年11月27日(火)から平成24年12月7日(金)午後5時まで (2) 場所 奈良市ホームページからのダウンロード ※奈良市ホームページ： http://www.city.nara.lg.jp/	
4 入札参加申請受付の日時及び申請方法	(1) 日時 平成24年11月27日(火)から平成24年12月7日(金)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで (2) 提出方法 直接持参 (3) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘客促進係) 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階	(1) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札 参加資格者名簿に登載され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法、民事再生法等により手続きを行っている法人ではないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。 (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 (7) 官公庁、民間企業を問わず、本業務と同種の事業実績があること。
5 入札及び開札の日時及び場所	(1) 入札の日時 平成25年12月19日(水)午後1時30分 (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札 (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室	3 実施要項等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成24年11月27日(火)午前9時から平成24年12月7日(金)午後5時まで (2) 場所 奈良市ホームページからのダウンロード ※奈良市ホームページ：

<http://www.city.nara.lg.jp/>

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時 平成24年11月27日（火）から平成24年12月7日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参

(3) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成25年12月19日（水）午後2時00分から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

（平成24年11月27日掲示済）

奈良市告示第769号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年11月27日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成24年11月27日掲示済）

奈良市告示第770号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良しみんだよりデジタル化事業
業務内容	市が提供する紙冊子の奈良しみんだよりをカラースキャニングし、デジタルデータの作成と見出し語の一覧表を作成する。また、その際に製本されているものにつ

委託期間	にては、解体・製本を行う。
業者選定方法	契約日から平成25年3月25日まで
契約形式	制限付一般競争入札
	委託契約

2 事業受託の条件

- (1) 事業は「奈良県緊急雇用創出事業補助金交付要綱」に準拠して実施すること。
- (2) 事業に係る経費のうち、新規雇用の失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上とならなければならない。
- (3) 新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集においても募集の公開を図らなければならない。なお、公共職業安定所の求人申込書を記載する際は、「求人条件にかかる特記事項」の欄に被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者を対象とした求人であること、被災求職者を優先的に雇用する求人であることを明記する。

- (4) 新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6ヶ月以内とし、少なくとも1ヶ月以上（土日を除いて20日以上）の期間とする。また、1回に限り6ヶ月以内の雇用期間の更新を可能とする。
- (5) 委託料が確定（精算）した結果、概算払いにより交付した委託料に残額が生じたときは、委託料の一部を返還すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成24年度において、奈良市物品購入等競争入札参加資格者であること。
- (2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の代理人を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (7) 告示日において、入札参加希望種目のうち、いずれかの業種（第1～第3希望）が「(A)印刷・図書」の「(1)一般印刷」、「(2) 軽印刷」、「(3) フォーム印刷」、「(4) シール・ラベル」、「(5) 図書出版・販売」、「(6)

地図・航空写真」、「(7) 青写真・マイクロフィルム」又は「(8) その他」として登録されているものであること。ただし、平成24年度に新規登録された者は、入札参加できません。

4 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月27日（火）から12月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟5階

奈良市総合政策部秘書室広報広聴課（担当：広報係）見本を用意しています。

5 入札参加申請に関する事項

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 会社概要（様式自由）

(2) 提出期間

平成24年11月27日（火）から12月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

直接持参に限る（必ず見本を見てから提出すること。）。

(4) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟5階

奈良市総合政策部秘書室広報広聴課（担当：広報係）

(5) 入札参加者の決定通知

平成24年12月10日（月）までに入札参加資格者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

6 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、奈良しみんだよりデジタル化に関する質問書（様式第4号）に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

(1) 提出日時

平成24年11月30日（金）午後5時まで

(2) 提出先

奈良市総合政策部秘書室広報広聴課

メールアドレス kouhoukouchou@city.nara.lg.jp

(3) 質疑に対する回答

平成24年12月4日（火）午前9時から午後5時までに電子メールで送付します。また、広報広聴課において閲覧に供します。

7 入開札に関する事項

(1) 入札方法

持参入札とします。入札書は封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入開札の日時

平成24年12月13日（木）午後1時30分入札。入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

以下省略

（平成24年11月27日掲示済）

奈良市告示第771号

奈良市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。
平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域おこし協力隊設置要綱

（設置）

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本市の一部地域において、市外の人材を積極的に誘致し、地域協力活動に登用するとともにその定住及び定着を図ることにより、地域力の向上に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、奈良市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（地域おこし協力隊の活動）

第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行う。

（1）農林業の支援活動

（2）観光、農産物、特産品その他の地域資源の発掘及び振興に係る活動

（3）地域の生活環境の維持及び保全に係る活動

（4）地域住民の生活支援活動

（5）地域行事に係る支援活動

（6）その他地域の活性化に係る活動

（地域おこし協力隊員の任用）

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号。以下「規則」という。）第2条に規定する非常勤嘱託職員として、市長が任用する。

2 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから市長が任用する。

（1）生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、本市において山村振興法の指定を受ける地域等

（奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第

35号) 別表の規定による奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都行政センターの所管区域。以下「対象地域」という。) へ住民票を異動させた者(奈良市内において異動した者及び任用を受ける前に既に本市内に定住している者(既に住民票の異動が行われている者等)については、原則として含まない。)

- (2) 対象地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者
- 3 隊員の任用期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。
- 4 隊員は、最大3年まで再任することができるものとする。
- 5 市長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用を取り消すことができる。

(報酬)

第4条 規則第5条の規定により市長が定める隊員の報酬は、165,000円とする。

(守秘義務)

第5条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の役割)

第6条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊の年間活動計画の作成
- (2) 協力隊の活動に関する総合調整
- (3) 協力隊の活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月29日から施行する。

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市告示第772号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年11月28日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市告示第773号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成24年11月29日

- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市告示第774号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

第3条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

附 則

この告示は、平成24年11月29日から施行し、この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市告示第775号

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成25・26年度において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、平成25・26年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく

本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、平成25年度のみの有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成24年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成23・24年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成23・24年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成23年4月～平成24年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間

平成25年2月15日(金)から平成25年2月28日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

*送付分については、平成25年2月1日(金)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室(持参受付の方のみ)

<問い合わせ先>奈良市総務部契約室契約課
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。

(2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。(送付受付は平成25年2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

6 送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所総務部契約室契約課 工事入札担当

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間(平成25年度)
- (2) 市外業者 2年間(平成25・26年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。
- (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度総務部契約室契約課に変更届を提出してください。
- (6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法に基づく本店を有する者)

① 入札参加資格審査申請書(第1号様式)

*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工及び造園工)については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成23年10月1日から平成24年9月30日までの

- 間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 建設業許可通知書（写し）
 - ⑥ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑦ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑧ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ⑨ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成23・24年度分に係るもの）
 - ⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

- ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）

2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成23・24年度分に係るもの）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑮ 調査票

- ⑯ 誓約書
※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
- ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑥ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成23・24年度分に係るもの）
- ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑪ 調査票
- ⑫ 誓約書
※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

以下省略

（平成24年11月29日掲示済）

奈良市告示第776号

平成25年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成24年11月29日

奈良市長 仲川元庸

平成25年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11

第2項の規定により、平成25・26年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成23年・24年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合、平成22年・23年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成23・24年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
 - (6) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していいる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受付期間及び時間
 - (1) 受付期間

市内業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年12月10日（月）～ 平成24年12月21日（金） ・平成25年2月15日（金）～ 平成25年2月28日（木） ※土曜・日曜を除く。
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年12月3日（月）～

準市内業者 市外業者	<p>平成24年12月21日（金）</p> <p>・平成25年2月1日（金）～ 平成25年2月28日（木）</p> <p>※土曜・日曜、祝日を除く。</p>
---------------	--

- (2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
 - (1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室（持参受付の方のみ）

＜問い合わせ先＞奈良市総務部契約室契約課
電話番号 0742-34-4743
 - (2) 申請方法

市内業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、**持参申請**でのみ受付けます。

準市内・市外業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、**送付申請**でのみ受付けます。

（送付受付は、受付期間最終日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
 - 4 送付先

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所総務部契約室契約課 物品入札担当
 - 5 登録有効期間

2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）
 - 6 その他留意事項
 - (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
 - (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
 - (3) 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
 - (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
 - (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間の入札参加を留保します。
 - (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
 - (7) 提出していただいた入札参加資格審査申請書は、開示請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、開示の対象となります。

別表第1

提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式の1) (第2号様式の2)	○	○	
3	契約実績調書 (第3号様式の1) (第3号様式の2)	○	○	年間販売高・契約実績は過去2年間について記入して下さい。
4	資格(技術)者等調書 (第4号様式の1) (第4号様式の2)	△	△	営業に関し免許・許可・登録・認可等を要する方は、様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
5	使用印鑑届(第5号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状(第6号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注) 委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 (第7号様式)	○	○	あらかじめ、所在地・商号又は名称・代表者氏名を記入して下さい。
8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
10	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ・市・県民税…2年分 (法人は法人市民税) ・固定資産税…2年分 *市外業者 ・個人…所得税 (その3又はその3の2) ・法人…法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成23・24年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分)及び固定資産税(市民税課で証明) 税務署で証明 e-tax電子納税証明書可 (FD又はCDで提出)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料…2年分		○	個人 平成23・24年度分の国民健康保険料(平成24年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの。 (国保年金課で証明)
11	調査票	○	○	
12	誓約書	○	○	
(注) •○印は、必ず提出するもの。 •△印は、必要な方のみが提出するもの。 •提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。				

以下省略

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市告示第777号

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

平成24年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱（平成24年奈良市告示第562号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限り、機器本体以外の部分を除く。）」を削り、同条第3号中「200ボルト」を「100ボルト又は200ボルト」に改め、「もの」の次に「（充電用コンセントを含む。）」を加える。

第4条を次のように改める。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 充電設備の本体購入費及び設置工事費
- (2) 充電設備の設置に必要な電気工事費及び工事費負担金
- (3) 操作説明看板又は誘導看板の設置費その他充電設備の利便性を高めるために必要な経費で市長が認めるもの

第5条第1項中「2分の1」を「3分の2」に改め、同条第2項第1号中「200万円」を「250万円」に改め、同項第2号中「20万円」を「25万円」に改める。

附則

この告示は、平成24年11月30日から施行する。

（平成24年11月30日掲示済）

奈良市告示第778号

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱（平成18年奈良市

告示第170号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「満30歳」を「満35歳」に改める。

附則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

（平成24年11月30日掲示済）

奈良市告示第779号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年11月30日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	磯城郡川西町大字結崎489番地の13
申請者氏名	さくらホーム株式会社 代表取締役 家永 哲夫
道路の位置	奈良市秋篠三和町二丁目464番1の一部
道路の幅員	最大5.46m 最小5.46m
道路の延長	15.02m
指定年月日	平成24年11月30日
指定番号	第24011号

（平成24年11月30日掲示済）

奈良市告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関

名称	所在地
----	-----

開設者	
名称	主たる事務所の所在地

デイサービス自立未来	奈良県奈良市朱雀六丁目16-5
------------	-----------------

株式会社 自立未来	奈良県奈良市朱雀六丁目16-5
-----------	-----------------

あん居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町634-5カレント一条206号
-------------	--------------------------

株式会社 多生	奈良県奈良市法蓮町634-5カレント一条206号
---------	--------------------------

施設又は実施する事業の種類

指定年月日

居宅 通所介護

介護予防 通所介護

平成24年8月1日

平成24年8月1日

居宅介護支援事業（介護計画作成）

平成24年5月1日

(平成24年11月30日掲示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。 平成24年11月30日			
奈良市告示第781号		奈良市長 仲川元庸			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の					
指定介護機関	名称	所在地	施設又は実施する事業の種類		
開設者	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日		
株式会社 ハートケア	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年12月1日 平成24年12月1日		
株式会社 ハートケア	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号				
(平成24年11月30日掲示済)		附 則 この訓令は、平成24年11月26日から施行する。 (平成24年11月22日掲示済)			
奈良市告示第782号		公 営 企 業			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。		奈良市水道局告示第50号			
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。		奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。			
平成24年11月30日		平成24年11月20日			
奈良市長 仲川元庸		奈良市水道事業管理者 池田修			
1 許可の年月日及び番号	平成24年10月4日 奈良市指令都整開 第12A-25号	名称	代表者氏名		
2 検査済証の交付年月日及び番号	開発行為 平成24年11月29日 第1333号	ベターメント	福田正一		
3 開発区域に含まれる地域	奈良市古市町767番1の一部、783番3及び784番2の一部	所在地	奈良県北葛城郡上牧町上牧4116-6		
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	山口県宇部市琴芝町一丁目1番25号 有限会社ディス・セルフ 代表取締役 伊藤正隆	指定日	平成24年11月13日		
(平成24年11月30日掲示済)		(平成24年11月20日掲示済)			
訓 令 甲					
奈良市訓令甲第8号					
府中一般 関係各所					
奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。					
平成24年11月22日					
奈良市長 仲川元庸					
奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令					
奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。					
第6条第1項中「土地改良清美事務所長」の次に「、交通政策課リニア推進室長」を加える。					

は基準年受付となり、平成25・26年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成25年度のみの有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成24年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成23・24年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成23・24年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成23年4月～平成24年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないもの

- ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間

平成25年2月15日（金）から同月28日（木）まで（日曜日・土曜日を除く）

*送付分については、平成25年2月1日（金）から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室（持参受付の方のみ）

<問い合わせ先>奈良市水道局 業務部経理課入札係
電話番号 0742-34-5200（代表）

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。（送付受付は平成25年2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

6 送付先

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局 業務部経理課入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間（平成25年度）
- (2) 市外業者 2年間（平成25・26年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。
- (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度業務部経理課に変更届を提出してください。
- (6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- | |
|---|
| ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式） |
| ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に審査基準日を有するもの） |

- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 建設業許可通知書（写し）
 - ⑥ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑦ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑧ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ⑨ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成23・24年度分に係るもの）
 - ⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
- * 官公需適格組合（事業協同組合の場合）について
は、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成23年10月1日から平成24年9月30までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
 - （e-tax電子納税証明書可。F D又はC Dで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式

- ⑪ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑫ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）
- ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑯ 調査票
- ⑰ 誓約書

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成23年10月1日から平成24年9月30までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
 - （e-tax電子納税証明書可。F D又はC Dで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
- * 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

- (2) 測量・建設コンサルタント等
- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
 - 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
 - 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
 - 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
 - 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
 - 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に關し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成23・24年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成23・24年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
(e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出)
法人 (その3) 又は (その3の3) 様式
個人 (その3) 又は (その3の2) 様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成23・24年度分に係るもの）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成23年4月～平成24年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
 - ⑮ 調査票
 - ⑯ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

以下省略

(平成24年11月29日掲示済)

奈良市水道局告示第52号

平成25年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成24年11月29日

奈良市水道事業管理者
池田修**平成25年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成25・26年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成23・24年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成23・24年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。（市内個人業者）
 - (4) 法令等の規定により営業に關し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
 - (6) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していいる者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

市内業者	①平成24年12月10日（月）から同月21日（金）まで ②平成25年2月15日（金）から同月28日（木）まで ※日曜日・土曜日を除く。
準市内業者 ・市外業者	①平成24年12月3日（月）から同月21日（金）まで ②平成25年2月1日（金）から同月28日（木）まで ※日曜日・土曜日・祝日を除く。

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室（持参受付の方のみ）

<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課

電話番号 0742-34-5200（代表）

(2) 申請方法

- ① 市内業者は、持参申請でのみ受け付けます。
② 準市内業者及び市外業者は、送付申請でのみ受け付けます。

(送付受付は、受付期間最終日までの消印有効と

します。後日、入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

※準市内業者とは、支店・営業所を市内に有する方です。

4 送付先

〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

5 登録有効期間

2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）

6 その他留意事項

- (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
- (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に申請された方は、当初1年間の入札参加を留保します。
- (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (7) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載又は業務部経理課窓口にありますが、送付でのお取り寄せはできません。
- (8) 提出していただいた入札参加資格審査申請書は、開示請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、開示の対象となります。

別表第1

提 出 書 類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書（物品購入等） 様式第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請書 様式第2号-1 様式第2号-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	契約実績調書・取扱種目 様式第3号-1 様式第3号-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 様式第4号-1 様式第4号-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。

例一警備業法（昭和47年法律第117号）による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。

5	使用印鑑届 様式第5号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 様式第6号	<input type="triangle"/>		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは、委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 様式第7号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	課税状況の報告を求めることの同意書 様式第8号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
9	印鑑証明書（原本）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人…法務局 個人…市町村
10	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	<input type="radio"/>		法務局が証明するもの
11	納税証明書（写し可） *市内業者（本市に納税義務を有する者）及び準市内業者（市外業者で市内に支店・営業所を有するもの） ・市・県民税(法人市民税)（直近2箇年分） ・固定資産税（直近2箇年分） *市外業者（国税） 個人…所得税（その3又はその3の2） 法人…法人税（その3又はその3の3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人・法人 平成23・24年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成24年度分が確定していない場合は、平成22・23年度分）及び固定資産税（市民税課で証明） (税務署で証明) e-tax電子納税証明書可 (FD又はCDで提出)
	納付証明書（写し可） *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料（直近2箇年分）		<input type="radio"/>	個人 平成23・24年度分の国民健康保険料（平成24年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの） (国保年金課で証明)
12	調査票 様式第9号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
13	誓約書 様式第10号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(注) •○印は、各業者の方が必ず提出するもの。
•△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。
•番号10・11の書類については、複写を認めます。
•提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

以下省略

(平成24年11月29日掲示済)

能を有する者の指定)の一部を次のように改正し、平成24年12月1日から施行します。

平成24年11月16日

奈良市消防局長 徳岡泰博

前文中「第12条第3項」の次に「、第12条の2第2項」を加える。

第2項第3号中「社団法人日本内燃力発電設備協会」を「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」に改め、同項第

消 防

奈良市消防局告示第2号

平成4年奈良市消防本部告示第1号（奈良市火災予防条例第3条第2項第3号等の規定に基づく必要な知識及び技

4号中「社団法人日本蓄電池工業会」を「一般社団法人電池工業会」に改め、同項第5号中「社団法人全日本ネオソル協会」を「公益社団法人全日本ネオソル協会」に改める。

(平成24年11月16日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第21号

奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)第2条の4第1項ただし書の規定により、平成25年1月6日から平成25年3月31日まで奈良市立興東公民館を休館する。

平成24年11月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦
(平成24年11月26日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第18号

平成24年12月3日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年12月4日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年11月26日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志
縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成24年11月26日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第19号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年12月4日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年11月26日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志
縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成24年11月26日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第20号

平成24年12月6日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年12月7日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年11月26日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志
縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成24年11月26日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成24年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成24年11月30日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田善至
1 日時
平成24年12月7日(金) 午前9時30分
2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
3 審議案件
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(11月専決処理分)
(4) 知事許可について(11月許可分)
(5) 非農地証明について(11月分)

(平成24年11月30日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。